

諮 問 第 6 1 8 号
環 水 大 管 発 第 2409096 号
令 和 6 年 9 月 9 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 伊藤 信太郎
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
について、貴審議会の意見を求める。

(別紙 1)

(*E Z*) - 1, 3 - ジクロロプロペン (別名 1, 3 - ジクロロプロペン (D -
D))

(別紙2)

(*E Z*) - 1, 3 - ジクロロプロペン (別名 1, 3 - ジクロロプロペン (D - D))

S - ベンジル = (*R S*) - 1, 2 - ジメチルプロピル (エチル) チオカルバマート (別名エスプロカルブ)

中 環 審 第 1338 号
令 和 6 年 9 月 12 日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古 米 弘 明 殿

中 央 環 境 審 議 会
会 長 高 村 ゆ か り
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（付議）

令和6年9月9日付け諮問第618号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。